2024年度

法務研究科 法務専攻(法科大学院) D日程 入学試験問題

「小論文」

〈60分〉

(注意:解答はすべて解答用紙に記入すること。)

【問題】 次の文章を読んで後の設問に答えなさい。 (配点 100 点)

スープストックトーキョーが 2023 年 4 月 18 日、外食店舗全店で「離乳食の無料提供サービス」を行うと発表した。これを支持する意見がある一方で、ネット上では「子連れが増えるなら行かない」「一部の客だけ優遇するのはずるい」という反発の声が出ているという。

自分が属さない集団が優遇されることに嫌悪感を抱き、そのような感情に基づいて他者を攻撃する人が増えているような気がする。少子化対策として、子育てをしている人への優遇策が検討されると、「独身者を差別するものだ」といった意見が必ず出てくる。2000年頃に、迷惑行為や痴漢対策の目的で、通勤電車に女性専用車が設けられるようになったが、これに対しても、「性差別にあたる」「女性専用車を設けるなら、男性専用車も設けるべきだ」といった主張も根強い。

ある属性を有する集団(女性、子育て世帯、高齢者……)を優遇することは、必ずしも、その属性を有しない集団(男性、独身者、若年層……)を差別することを意味するわけではない。反面、かつての南アフリカに存在した白人専用施設(レストラン、ホテル、列車、バス、公園など)のように、明らかに差別的であるものも存在する。黒人がこれらの施設に足を踏み入れた場合、それだけで逮捕されたという。ある集団をあるやり方で優遇することが、差別にあたるのか、あたらないのかについては、人によって感覚にずれがある。社会的に議論を積み上げていくことや、批判者の意見に耳を傾け、反省すべきことは反省することは当然必要だろう。しかし、批判する人がいるからといって、その施策をやめてしまうのは、あまりにも不毛である。

設問1 「離乳食の無料提供サービス」「女性専用車」が「差別」にあたるかどうかにつき、自己の見解を、その理由と共に、述べなさい。

設問2 ある集団への優遇策が、「差別」に該当する場合と、該当しない場合 の線引きについて、あなたの考えを述べなさい。